

TPP交渉と日本の畜産 － TPP交渉への日本の参加問題－

服 部 信 司（東洋大学名誉教授・日本農業研究所客員研究員）

Hattori, S. TPP Negotiations and Japan's Livestock Production

All about SWINE 43, 2-13

1 日本：TPP交渉へ7月23日から参加

4月20日、TPP（Trans Pacific Partnership Agreement：環太平洋連携協定）交渉を行っている11か国は、日本の参加を承認し、その4日後（4月24日）アメリカ政府は、アメリカ議会に日本のTPP交渉参加を通報した。90日後＝7月23日に（90日間の議会との協議期間を経て）、日本の参加が自動的に可能になる。

TPP第18回交渉は、7月15－25日にマレーシアにおいて行われ、日本は、その最終段階＝（アメリカとの時差の関係で）7月23日午後から参加した。ようやく日本政府は交渉への各国提案等の内容にアクセスしうることになった。

最終日7月25日には交渉は行われず、交渉各分野について日本に説明を行う集中日とされた。関税撤廃・引き下げについての日米間の交渉は、アメリカ側の事情により8月下旬以降に始められる。

このTPP交渉は、今年10月の大枠合意→年内合意を目指している。7月21日時点において10月大枠合意までに予定されている交渉は、8月の第19回交渉（ブルネイ）だけである。日本のルール作りへの関与は限られているといわなければならない。

最初にTPP交渉と日本の参加問題の経緯を簡単に振り返っておこう。

2 TPP交渉と日本の参加問題：基本経緯

(1) TPP4（当初のTPP）

現在のTPP交渉の基になっているのは、2006年に、ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの4か国が発足させたTPP4である。この協定は、10年前後の段階的な自由化を含むが、例外なく物品の関税撤廃に移行する自由貿易協定になっている。例外（除外）は4品目のみである（3品目は宗教上の理由）。

(2) 現・拡大TPP交渉の開始（2010年3月）

2010年3月、このTPP4を基礎に、アメリカ主導のもとで8か国（TPP4＋米、豪、ペルー、ベトナム）による広域連携協定を目指す交渉が開始。同年10月にマレーシアが入り、9か国による交渉になった。

拡大TPP交渉は、当初、交渉期限を2011年11月（交渉開始から1年半後）とした。極めて早期の妥結を目指したのである。「まず、21世紀型のモデルを作る」というアメリカの意図があった。しかし、2011年11月には妥結に至らず、代わりに、TPP首脳声明と「協定のアウトライン」

が提起された（この内容は後に詳しく触れる）。

(3) 野田首相：「参加に向けた協議」の表明 (2011年11月)

2011年11月13日、野田首相は「参加に向けた協議に入る」ことを表明。ここから日本のTPP参加についての日米事前協議が始まった。アメリカ側は、牛肉、保険、自動車を関心事項とし、アメリカが日本の参加を受け入れる条件として、それについての日本側の「信頼醸成措置（アメリカの要求に沿った日本側の事前の対処＝譲歩）」を求めてきた。日米事前協議は、4月12日に合意する。

(4) カナダ、メキシコの参加（2012年7月）

2012年7月、カナダ、メキシコの参加が承認された。ただし、その参加に際し、「それまでの交渉における確定事項を無条件に受け入れる」という条件がつけられた。

(5) 日米首脳会談・日米共同声明（2013年2月） と安部首相の参加表明（3月）

2013年2月の日米首脳会談・日米共同声明において「日本のいくつかの農産物、アメリカのいくつかの工業製品について、センシティブティ（重要性・考慮）を認める」とした。ただし、共同声明に「センシティブ品目に関税撤廃の例外を認める」と言う文言はない。

しかし、3月15日、安部首相は「日米首脳会談において、『聖域なき関税撤廃が前提とされていない』ことが確認された」として、交渉参加を正式に表明した。

(6) 日米事前協議の合意（2013年4月）

4月12日、日米事前協議の合意が発表された。「アメリカの自動車関税の関税撤廃期間をTPP交渉における最も長い期間にする」などアメリカ

側に大幅譲歩する内容となっている。アメリカ政府は、これによって、日本の参加を最終的に承認した。ここから、4月20日のTPP交渉国全体による日本参加の承認、アメリカ政府からアメリカ議会への日本参加についての通報となったのである。

3 なぜ、アメリカは拡大TPP交渉を始めたのか

一言でいえば、TPPはアメリカ・オバマ政権のアジアに対する経済戦略である。そこには、3つの側面がある。

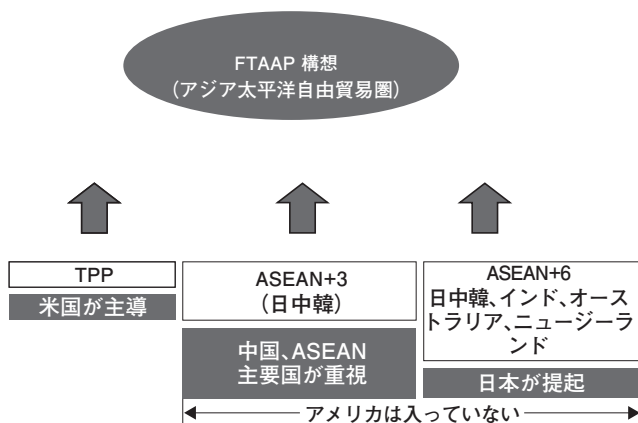
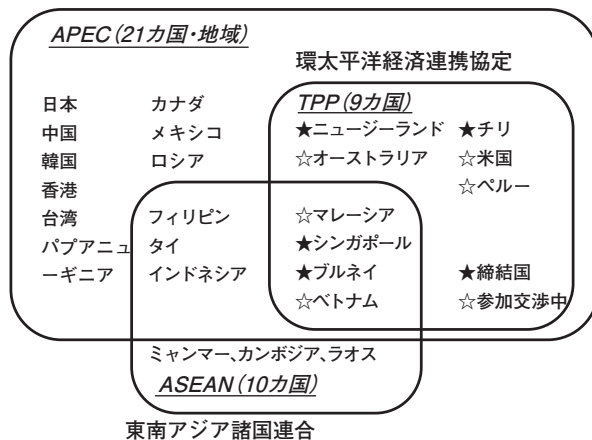
(1) アジアにおける経済連携への関与

2010年以前のアジアにおける経済連携（グループ）は、「東南アジア諸国連合（ASEAN）+3（日中韓）」と「ASEAN+6（日中韓豪印NZ）」の二つであった（図1）。いずれにもアメリカは入っていない。1990－2000年代にアメリカは中近東に注力しており、アジアへの関心は低かったのである。なお、APEC（アジア太平洋経済協力：1989年発足、21各国・地域が参加）は、緩やかな国々の集まり＝フォーラムであり、経済連携グループではない。

2009年にスタートとしたオバマ政権は、アジア太平洋におけるアメリカの経済的位置について、次のような認識を持つに至っていた。「アジアが経済発展の世界的な中心になりつつあるなかで、アメリカがこれらの経済連携の外側に立ち続けるならば、アジア諸国は、成長を続ける中国と先進経済の日本にさらに引き寄せられ、アメリカはアジアの経済成長から取り残されるおそれがある」（アメリカ議会調査局「環太平洋連携協定」2010年11月^{注1)}）。こうした状態を生み出さない

図1 アジア太平洋地域の経済連携の動き

アジア太平洋経済協力 (APEC: ゆるやかな集り=フォーラム。経済連携グループではない。)



ためには、アジアにおける経済連携からアメリカが除かれている事態を解消しなければならない。これが、アメリカが新たなTPP交渉を開始するに至った第一の基本的な理由である。

(2) アジアへの輸出拡大

アメリカのTPPによるアジアへの関与には、成長地域であるアジアへの輸出拡大の意図がある。

オバマ大統領は2010年1月の一般教書演説に

において、今後5年間で輸出を倍増させる「国家輸出計画」を打ち出した。オバマ大統領は、この輸出倍増計画の実施をもって、金融危機のもとで10%近い高い失業率が続いていた状態を打開する方策の一つにしようとしたのである。

今年(2013年)の一般教書演説でオバマ大統領は初めてTPPに言及し、「TPPの年内終結」を目標として掲げた。これは、最近のオバマ政権のTPP重視を示している。輸出拡大→雇用拡大

が依然としてオバマ政権の重要課題なのである。

オバマ大統領は、2010年10月の横浜演説で「T P Pはアメリカの雇用拡大戦略である。他国は、アメリカへの輸出増を期待すべきではない」と露骨に語った。これは、今も生きてみるとみればべきである。現在のオバマ政権は、この視点の下で、対日T P Pを位置付けていると見なければならぬ。

(3) 対中国の戦略的側面

アメリカ主導の経済連携グループが形成されれば、それは中国に対する圧力の形成となりうるという判断（国務省）が存在する。ただし、その場合、中国市場はアメリカにとって必要との大前提に立っている。また、日中の政治的対立のエスカレートは好ましくないとする。

アメリカには、中国のルール変更に向け、今後の中国との話し合いにおけるベースをT P Pで作成したいという意図（副次的意図）がある。

拡大T P Pは、以上の3つの要素を持つアメリカの対アジア経済戦略から生まれたもの、といえる。

4 T P Pの交渉分野とその交渉方式

(1) 交渉分野

T P Pの交渉分野は、物品3分野（農産物、繊維製品、その他の鉱工業製品）、物品以外のルールに関わる21分野（政府調達（公共入札）、投資、金融、貿易円滑化、サービス、競争政策、環境、労働、電気通信、紛争処理など）となっている。

ルール21分野のうち、政府調達、競争政策、労働、電気通信以外の大部分の分野は、W T O協定がカバーする分野でもある。また、政府調達については、W T Oの全加盟国が参加してはいない

が、先進国を中心とする有志国による交渉が行われ、その協定が存在する。労働については、I L O条約という国際条約によって労働についての基本ルールが規定されている。T P P交渉では、それらの存在を前提にしつつ、交渉が行われている。

(2) 交渉方式

物品自由化以外のルール分野については、全交渉参加国による交渉（一同に会した交渉）である。

だが、物品自由化（市場アクセス）交渉の場合には、2国間の交渉が認められている。これは、“すでに自由貿易（F T A）協定がある国とは、物品自由化の交渉は行わない。F T Aが無い国との間でのみ、物品自由化交渉を行う”というアメリカの主張による。

9カ国（2012年以降は11カ国）による交渉において、物品自由化交渉だけを2国間交渉にするというのは、異例であり筋が通らないが、アメリカの強い主張により、豪州・N Zなどはアメリカの行き方を認めたのである。アメリカが、このような立場を頑なにとっているのは、アメリカはすでに豪州との間でF T A協定を結んでおり、そこにおいて、砂糖を除外し、牛肉・酪農品などに18年間の長期の関税撤廃期間を設定しているので、それを維持したいからである。

物品の自由化交渉について、2国間方式をとっているのは、アメリカとペルーの2国。他の国は、自国以外の全交渉参加国に対し、自国の関税撤廃・削減について同一のオファー（提案）を提示しているといわれる。

5 T P P交渉の最大の問題点＝秘密交渉

このT P P交渉は、情報が管理され、交渉24

分野についての各国の提案さえもが、一切公表されていない。マレーシア政府のTPPについてのブリーフィング（2013年6月20日）によれば、「参加国は、交渉開始に当たり、『秘密を守るための協定（Confidentiality Agreement）』にサインした」^{注2)}。

WTO（世界貿易機関）における交渉では、すべての提案は公表されている。これとTPP交渉は大きく異なる。他方、関連業界団体には、提案・交渉内容が伝えられている。

“交渉の内容については明かにしない”というのであれば、やむを得ないものとして受け止めることができよう。

しかし、国民生活の多くに関わる24分野の交渉を行うTPP交渉において、その提案さえもが、一切公表されないというのは、異常であり、民主主義の前提に反する。ここに、TPP交渉の最大の問題があると言わなければならない。

とはいえ、アメリカ提案の一部（知的所有権）が有力情報誌にリークされ、交渉の難航点も、しばしば情報誌に報道されている。以下の「明らかになったアメリカの提案」は、それらに基づいている。

6 明らかになったアメリカの提案

(1) 製薬会社に有利な特許権保護

製薬会社（アメリカ）が新薬開発後、短い期間内に、他国においてその薬品の販売許可を求めれば、特許期間の延長、臨床データの独占的使用権などについて、製薬会社に強い保護を提供するというものである。

アメリカの製薬会社は、生物学的薬剤（Biologics：血清、ワクチン、抗体など）について12年間の

臨床データ保存期間（＝データ独占権期間）を設けるべき、としている。

アメリカの通常薬品には5年間のデータ独占使用期間が付与されている（日本は8年）。この間、競争企業は、ブランド名会社の臨床データを用いることはできない。

このアメリカ提案は、他の国々から全面的な批判を受けている。途上国における廉価版薬剤（ジェネリックス）の販売が大幅に遅れるからである。

(2) 投資家対国家の紛争解決メカニズム

(ISDS)

投資家が、投資先の国に投資協定に違反する行為があると考えた場合、投資先の国の裁判所を経ることなく、直ちに国際的な紛争処理手続き（投資国際紛争センター）に訴えることが可能になるというもの。

投資国際紛争センターの審理で、相手国政府が投資家に損害を与えている、あるいは、与えることが予測されると判断されれば、相手国政府は賠償支払いの義務を負う。

元々は、1960年代に法制度が未整備な途上国での政府による企業資産の接収に対する対抗措置として生まれた。今や間接収用（予測利益が生まれないこと）に対しても用いられているのである。

この規定は、米韓FTAに導入されており、韓国では「毒素条項」と言われている。

外務省によれば、日本は、東南アジア諸国とのFTAにこれを持っている、という。

しかし、仮に、アメリカが日本との関係でこれを持つとなれば、意味合いが異なってくる。東南アジアにおいては日本の企業が投資家であるが、

日本においてはアメリカ企業が投資家という関係になるからである。

T P P交渉において、豪州はこの条項に入らないとしている。豪州政府は「I S D Sは、豪州の投資家よりも外国の投資家に大きな保護を与えるものであり、協定に含めるべきでない」とする立場に立っているのである。

本国の裁判所を飛び超えて直ちに国際紛争処理機構に行くことが、主権に関わる問題なのである。

(3) アメリカの環境・労働提案

提案のポイントは、この分野の紛争問題についての紛争処理機構の結論＝裁定の実施を、物品サービスの場合と同様に「強制的なもの」にする。すなわち、国内では罰則を伴うもの、また、相手国による報復を可能にするものとする、というのである。

強制条項に反対している国が多いと言われる。

(4) アメリカ提案・ルール分野の特徴

以上のように、ルール分野のアメリカ提案の特徴は、アメリカ企業（とくに製薬会社）の利益を露骨に追求しようとするものであり、環境・労働についての紛争処理機構の結論を、物品の場合と同様に拘束化するものである。こうしたものに日本が参加する必要＝メリットは見出しにくい。

6 T P Pに参加する場合の日本のGDPの伸び率：

内閣府の試算

さる3月、政府（内閣府）は、日本がT P Pに参加した場合の国内総生産（GDP）の伸びについての試算を発表した。安倍首相がT P P参加を表明した同じ日に、である。

それによれば、一定期間後（T P P参加後、関

税の撤廃削減等に伴う経済構造調整を経て、中長期的均衡に達した時点において）、GDPは0.66%（3.2兆円）増大するという。

今回は、その一定期間は示されていないので、前回の試算（2010年12月）の場合と同様に10年とすれば、年平均0.066%（3200億円）の伸びにすぎない。経済的メリットは極めて小さいのである。

これは、日米両国の関税がすでに低いこと、日本企業のアメリカー海外での現地生産－販売比率が高いことによる。

表1のように、日本の平均関税率は2.5%。世界で最も低い。アメリカ3.3%は日本に次いで低い。関税が高ければ、その引き下げ効果は大きい。関税が低くなっている状態では、その撤廃－引き下げ効果は限られてくる。経済効果が小さいのはその結果である。

また、日本自動車企業がアメリカにおいて販売している車の約75%は、現地生産した車である。現地生産－販売比率は極めて高い。1980年代初めの日米貿易摩擦時（現地生産は全くなく、日本から輸出されていた車がアメリカで販売されてい

(表1) 主要国の関税率 (%)

国	全品目平均 (2010) ^{注1)}	農産物 (2000) ^{注2)}
日本	2.5	12
アメリカ	3.0	6
豪州	3.8	3
カナダ	4.2	5
EU	4.0	20
韓国	6.6	62
タイ	8.0	35
インド	33	124

注1) WTOによる。実効税率の単純平均。カナダ・インド：2003年。世界銀行による。

注2) OECDによる。

た時期)とは、根本的に異なる。

言うまでもなく、現地生産車には関税は関係しない。TPPに参加してもGDPの伸びが小さいのは、日本企業の現地生産—販売比率が高いことにもよっている。

7 日本農業への影響：農林水産省の試算

内閣府の試算と同時に、農林水産省による農業への影響試算も発表された(表2)。

農産物全体で農業生産額は2兆9600億円、約4割減少する。極めて大きな減少である。

日本の農産物の平均関税率は12%であり、EU20%よりも低い。日本の場合、関税ゼロの品目が4分の1、関税5%以下の低関税品目が5割近くに達する一方、関税が極めて高い品目(コメ、乳製品、砂糖など)が1割強存在する。また、牛肉の関税は38.5%と比較的高く、後に詳しく見るが、豚肉はkg529円以下では国内には入れないという差額関税制度のもとにある。平均関税率が12%というのは、それらの結果である。

こうした状態のなかで関税がゼロになるのであるから、これら関税が高い品目(重要品目)への

打撃は極めて大きい。3兆円の生産額減少は、それを示している。

農林水産省の説明によって主な品目をみると、コメは生産が32%減少し、生産額は約1兆円減少する。

牛乳乳製品は、生クリーム以外はすべて輸入品に置き換わり、牛乳・乳製品の生産は45%減少、生産額は2900億円減少するとされる。

牛肉は、3等級以下のものは、一部を除いて輸入に置き換わり、生産量は68%減、生産額は3600億円減少。

豚肉は、銘柄豚以外は、すべて輸入に置き換わり生産量は70%減、生産額は4600億円減少する。

畜産への打撃が極めて大きいと試算されている。

8 畜産の需給実態・輸入制度とアメリカ畜産団体の対日態度

畜産への影響をより深く知るために、豚肉、牛肉、乳製品について、その需給実態、輸入制度、アメリカ畜産団体の対日要求の内容を見て行くことにする。

(1) 豚肉・養豚

1) 需給実態(2009—2011年度平均)

2009—11年度平均の豚肉の国内生産量は90万トン。輸入量80万トンを10万トン上回る(表3)。輸入量の主な内訳は、アメリカからが38万トン(輸入総量の42%)、カナダ17万トン(同21%)である(表4)。国内生産量が輸入量をなお上回っていることが注目されている。

2) 養豚の生産構造

2009年において肥育豚・飼養規模1000頭以上の2050経営体が肥育豚総数の82%を飼養してい

(表2) 農林水産省の影響試算^{注1)}(2013年3月)

—現状で関税をゼロにした場合、TPP交渉国対象—

品目	生産量の減少率 (%)	生産額の減少額 (億円)
農産物全体		2兆9600
コメ	32	1兆100
小麦	99	770
牛乳乳製品	45	2900
牛肉	68	3600
豚肉	70	4600
砂糖	100	1500

注1) 多面的機能の喪失額：1兆6000億円。食料自給率：40%→27%に。

(表3) 豚肉:国内生産量と輸入量 (2009 - 2011 年度平均)
(万トン:部分肉ベース, %)

内 訳	万トン	%
国 内 生 産	90	55
輸 入 量	80	45
合 計	170	100

資料: 農畜産業振興機構ホームページ。

(表4) 豚肉輸入の国別内訳 (2009 - 2011 年度平均)
(万トン:部分肉ベース, %)

国	万トン	%
ア メ リ カ	33	42
カ ナ ダ	17	21
デ ン マ ー ク	13	16
そ の 他	17	21
総 計	80	100

資料: 表3と同じ。

る^{注3)}。これは、豚 1000 頭以上を保有する農場 1 万 2220 が豚総数の 93%を保有するというアメリカの場合^{注4)}に迫るものである。日本の養豚肥育における規模拡大・大規模層へ生産集中は進んでいると言っている。

しかし、日本の養豚肥育の生産費 2 万 8010 円 / 生体 10kg (2006 年) は、アメリカ 1 万 1300 円 (同、1 ドル = 85 円) の 2.5 倍である^{注5)}。日本の飼料コストがアメリカの 4.6 倍に及んでいるからである。

3) 豚肉の輸入制度: 差額関税制度

豚肉の輸入は差額関税制度のもとにあり、1kg あ

たり 529 円以下では国内に入りえない (囲み 1)。豚肉積送品価格が 529 円 /kg 以下の場合には、529 円との差が課税される。豚肉積送品価格が 529 円 /kg 以上の場合には、その価格に 4.3%が課税されるわけである。

この差額関税制度によって、2.5 倍の生産費の格差がカバーされるとともに、豚肉 90 万トンの国内生産が維持されてきたのである。

4) アメリカ養豚団体の態度

アメリカの養豚団体 = 全国豚肉生産者協会 (National Pork Producers Council: NPPC) は、対日 T P P に最も積極的かつ攻撃的な団体である。

N P P C は、アメリカ通商代表部 (U S T R) への「日本の T P P 交渉の目標についてのパブリックコメント」(2013 年 6 月)において、「差額関税制度は高度の輸入保護制度である。これによって安い豚肉の輸入が抑えられている。この制度が無くなれば、アメリカは大量の安い豚肉を日本に輸出することになる」とし、7 月 2 日のアメリカ議会の対日 T P P 公聴会において「日本の関税の全面撤廃」を要求したのである。

(2) 牛肉・肉牛肥育

1) 牛肉の需給 (2010 - 12 年度平均)

2010 - 12 年度平均の牛肉の国内生産量は 35.8 万トン。輸入量 51.1 万トンを 16 万トン下回る (表 5)。主な輸入相手国は、豪州 33.2 万トン (輸入量全体の 33.2%)、アメリカ 11.8 万トン (同 11.8%)、

(表5) 牛肉需給 (2000 - 2012 年度平均)

(万トン:部分肉ベース, %)

内 訳	万トン	%
国内生産量	35.8	42
輸 入 量	50.1	58
合 計	85.9	100

資料: 農畜産業振興機構ホームページ

(囲み 1) 豚肉差額関税制度

・豚肉積送品価格 /kg < 529 円の場合。その差が課税。
529 円 /kg 以下では輸入し得ない。

・豚肉積送品価格 /kg > 529 円の場合。4.3%の関税。

(表6) 牛肉：主要国からの輸入量 (2010 - 12年度平均)

	アメリカ	豪州	NZ ^{注1)}	カナダ	その他	合計
万トン	11.8	33.2	3.1	1.2	1.8	51.1
%	23.1	65.0	6.1	2.3	0.4	100

注1) ニュージーランド

資料：表5と同じ。

NZ 3.1万トン (同6.1%) である (表6)。

2) 輸入制度：関税38.5%

牛肉の輸入制度は38.5%の関税だけである。その下で、35万トンの牛肉生産が維持されている。

3) アメリカの牛肉団体の態度

アメリカの牛肉団体＝全国肉牛生産者協会 (National Cattlemen's Beef Association: NCBA) は、対日TPP交渉の目標についてのパブリックコメントにおいて「関税、輸入割当、その他の貿易を乱す措置の廃止を支持する。日本は例外であってはならない」とし、7月2日の公聴会においても、「日本の全面的な関税撤廃」を要請したのである。

(3) 乳製品・牛乳生産

1) 乳製品の需給 (2009 - 11年度平均)

2009 - 11年度平均の脱脂粉乳の国内生産量15万1300トンは、輸入量3万1400トンを大幅に上回り、輸入と合わせた供給総量の83%に達する。バターの国内生産量7万1700トンも輸入量6900トンを大幅に上回り、供給総量の91%に及ぶ。

脱脂粉乳とバターは国内生産が太宗を占めているのである (表7)。

これに対し、ナチュラルチーズの場合には、国内生産量は4万5600トン。輸入量19万4700トンの4分の1以下であり、輸入と合わせた供給量の19%にとどまる。

このチーズの主な輸入先は、豪州8万6300トン (全体の44%)、NZ5万1800トン (同27%)、アメリカ1万3600トン (7%)。いずれもTPP交渉参加国である (表8)。

2) 輸入制度

バターと脱脂粉乳は、低関税で一定量の輸入を行う関税割当制度を敷きつつ、それ以外の輸入品には高関税を課している。バターの場合の関税は、985円/kg+29.8%。脱脂粉乳の関税は、396円/kg、425円/kg、612円/kg+25.5% (囲み2)。こうした高関税を乗り越えて輸入が行われることはほとんどない。バターと脱脂粉乳の国内生産が高水準で維持されているのは、この輸入制度によってである。

(表7) 乳製品：国内生産量・輸入量 (2009 - 2011年度平均)

品目	国内生産量	輸入量	合計
脱脂粉乳	151.3 (83)	31.4 (17)	182.7 (100)
バター	71.7 (91)	6.9 (9)	78.6 (100)
ナチュラルチーズ	45.6 ^{注1)} (19)	194.7 ^{注2)} (81)	240.3 (100)

注1) 直接消費用ナチュラルチーズ20.1, プロセスチーズ用25.5.

注2) 直接消費用ナチュラルチーズ128.6, プロセスチーズ原料用66.1

資料：農畜産業振興機構、『畜産の情報、別冊統計資料』平成24年9月ほか。

(表 8) チーズ:主要国からの輸入量 (2009 - 11 年度平均)

国	輸入量 (1000 トン)	%
豪 州	86.3	44
N Z	51.8	27
ア メ リ カ	13.6	7
総 計	194.7	100

資料: 表 7 と同じ。

これに対し、プロセスチーズの原料として輸入されるナチュラルチーズは無税、それ以外のチーズについても、関税は 29.8%、40% で高関税ではない。チーズの輸入量が、国内生産量に比べて極めて多いのは、プロセスチーズの原料用チーズを無税としていることが大きな理由であるが、その他のチーズの関税が相対的に低いことにもよっている。

3) アメリカの牛乳生産者団体の態度

アメリカの牛乳生産者団体＝全国牛乳生産者連合 (National Milk Producers Federation: NMPF) は、「関税が無くなれば、はるかに多くの輸出量を予測し得る。現行の日本のシステムは複雑な関税割当制度であり、現行のシステムに比べ、大幅に簡素化したシステムの下でアクセスを拡大することが最優先順位」としている。NMPF も、7 月 2 日の公聴会において日本の関税の全面撤廃を主張したのである。

このように、アメリカの畜産団体＝全国豚肉生産者協会 (N P P C)、全国肉牛生産者協会 (N C B A)、全国牛乳生産者連合 (NMPF) ーは、畜産物の関税撤廃を要請しており、アメリカの農業団体の中で、対日 T P P 交渉について積極的かつアグレッシブである。この点が、強く留意される必要がある。

(囲み 2) 乳製品の輸入制度 ー脱脂粉乳・バター:一定の輸入枠+高関税ー

- ・バター ・輸入割当 (関税 35%)
・枠外関税: 985 円 /kg+29.8%
- ・脱脂粉乳 ・輸入割当 (関税ゼロ, 25%)
・枠外関税: 396 円 /kg, 425 円 /kg,
612 円 /kg+25.5%
- ・チーズ ・無税 (プロセスチーズの原料), 29.8%,
40%。

9 日米共同声明の検討

安倍首相は 2 月 22 日、日米首脳会談と日米共同声明において「聖域なき関税撤廃は前提とされていない」ことが確認された＝“日本にとって聖域は担保された”とし、その後 T P P 交渉への参加を表明したわけである。しかし、共同声明の内容 (囲み 3) には、自民党の選挙公約ー聖域無き関税撤廃を前提にする限り、T P P の参加に反対するーに照らしてみた場合、次のような重大な問題点がある。

日米共同声明は「T P P 交渉に参加するにあたり、一方的にすべての関税を撤廃することを前もって約束することを求められるものではない」とするが、「関税撤廃を前もって約束する」ことは、カナダもメキシコも、いずれの T P P 交渉参加国も行っていない。「前もって約束することを問われない」のは、当然のことである。この当然のことをもって、特別なこと＝関税撤廃の例外化が担保されたとは言えない。

共同声明では「日本の場合にはいくつかの農産物、アメリカの場合にはいくつかの工業製品のようなセンシティブ (考慮すべき) 品目があることを認め」ている。だが、それについての扱いは一

(囲み 3) 日米共同声明 (2013年2月22日)

- 1 もし日本がTPP交渉に入るならば、すべての品目は交渉の対象になるものとし、日本は2011年11月12日のTPP首脳声明にも述べられている包括的で高い水準の協定を達成する作業に加わることになる。
- 2 両国には、日本の場合にはいくつかの農産物、アメリカの場合にはいくつかの工業製品のようなセンシティブ（考慮すべき、重要な）品目があることを認め、両国政府は、最終結果は交渉を通して決められるものであるから、TPP交渉に参加するにあたり、一方的にすべての関税を撤廃することを前もって約束することを求められるものではないことを確認する。

切言及されていない。センシティブ品目を関税撤廃の例外にすると一言も書かれていない。すべては「交渉の結果」なのである。自民党の選挙公約は担保されていない。本来ならば、これをもって、参加判断を行なうことはできない。首相の参加表明は遺憾なことである。

10 日米事前協議の合意：高い入場料を支払う

4月12日、日米事前協議の合意が発表された。そのポイントは以下のごとくである。

- ①アメリカの自動車関税（乗用車2.5%、軽トラック25%）の関税撤廃期間を米韓FTAの場合（乗用車5年、軽トラック10年）を大幅に上回る、TPPにおける最も長い期間とする。
 - ②日本は、新規のがん保険、医療保険の日本郵政への認可を控える（しない）。
 - ③日本の非関税措置（知的所有権の保護のための強制措置の強化、入札割り当ての段階的縮小、食品添加物のリスク評価の合理化など）について、日米協議をTPPと並行して行う。
- アメリカの自動車関税の扱いは、対米交渉における数少ない日本の交渉武器であり、交渉のなかにおいて協議—交渉されるべきものである。それ

を、何の代償を得ることもなく、事前協議においてアメリカの望むままに大幅譲許した。7月2日のアメリカ議会の公聴会において、アメリカの自動車団体は、関税撤廃期間として、なんと「20—25年」をあげたのである。事実上、関税を撤廃しないに等しい。

非関税措置についての日米協議も、これまでアメリカが要請してきたことプラス現在アメリカ企業が要請していることをすべて盛り込んでいる。日本は、交渉に入りたいがために、高い入場料を支払ったのである。外交の敗北というしかない。

11 予測される厳しい交渉

(1) 2011年1月のTPP首脳声明への関与

安倍首相は2月の日米首脳会談・同共同声明において「2011年11月のTPP首脳声明」を受け入れた（囲み3）。この声明は、「協定のアウトライン」を含み、そこにおいて次のように述べられている。

- ①包括的な市場開放＝関税と商品・サービス・投資への障害を撤廃することを目標とする。
- ②商品の市場開放は、WTO義務を大幅に超える約束と非関税措置の廃止を含む関税の撤廃を措置する。

③関税表（関税撤廃・削減の行程表）には約11,000の全品目を載せる、としている。

以上のように、関税撤廃を目標とし措置するとしているのである。

④同時に、センシティブイ（重要品目）を適切に処理する、とされている。ここにおいて重要品目の処理にも言及されている。しかし、その「処理」は、交渉目標＝関税撤廃の枠内での処理（長期間の関税撤廃、セーフガード）と見るべきであろう。

ここからみて、日本にとって、交渉が極めて厳しいものになることは必至である。

(2) 後発国は確定されたことを受け入れ、議論を提起し得ない

昨年7月、カナダ・メキシコが交渉に参加する際、全交渉国がこの条件を提起し、これを受け入れて交渉に参加するか、受け入れない（交渉不参加）か、を問うた。両国は、これを受け入れて、交渉に参加したのである。日本政府は、すでに、この条件を受け入れるとしている。

前述のように、日本の交渉への参加は7月23日午後－25日の2日半と8月の第19回交渉（ブルネイ）である。T P Pは10月までの大枠合意を目指しているから、日本のルール作りへの参加は、極めて限定的である。マレーシア政府によれば、すでに協定案文の28章中、14章が大筋において終了しているという^{注6)}。

こうした状況を踏まえれば、交渉が妥結した後、その結果である協定の内容を見て、参加した方がいいか、どうかを考えるべきもの、である。

(3) 日本の対応

衆参農業委員会は、重要6品目（コメ、麦、砂

糖作物、牛肉、豚肉、牛乳乳製品）を関税撤廃の例外（除外、または再交渉の対象）にすることを決議した。日本の交渉は、これを目的とする。

T P P交渉参加国のこれまでのF T A協定における除外・例外品目は、アメリカの砂糖（米－豪F T A）と乳製品（北米自由貿易協定）、カナダの乳製品、鶏肉、生卵（北米自由貿易協定）となっている。この品目数に比べ、日本の重要品目の数は、はるかに多い。極めて厳しい交渉になることは必至である。

参加取り下げが望ましいが、日本政府が様々な事前協議を経て交渉に参加した以上、それはあり得ない。

厳しい交渉の中で、日本の目標（重要品目の除外・例外化）を実現するために、首相が、交渉の最終局面で交渉に直接関与し、重要品目の措置を実現する、責任ある対応が問われている、と考えられる。

注1) I. F. Fergusson & B. Vaughn, The Trans-Pacific Partnership, Congressional Research Service, Nov. 1, 2010, p.2.

注2) Ministry of International Trade and Industry, Malaysia, June 20, 2013.

注3) 農林水産省『畜産統計 平成22年』2012年8月, 182－183頁。

注4) USDC, Census of Agriculture, Vol. 1, pt. 51.

注5) 服部信司『T P P不参加・戸別所得補償の継続』農林統計協会, 2012年6月, 109頁。

注6) MITI, Malaysia, ibid.

(2013年7月27日)